

## 移動円滑化基準の適用除外申請について

〔 椎名観光バス株式会社 〕

### 1 協議の内容

現在、椎名観光バス(株)が高原路線（乗合事業）で使用しているバス車両は、車両年式が古く老朽化が進んでいるため、運行車両の更新を予定している。更新にあたっては、自社で既に使用している同型のマイクロバスを使用する予定である。本来であればバリアフリー基準に適合した車両を導入しなければならないが、当該路線には狭隘道路や勾配の急な箇所があるため、同タイプより大型の車両では安全な通行が困難である。加えて、既に自社で所有している車両を使用することで、路線バス事業を安定的に継続できることから、移動円滑化基準に適合した車両を導入できるまでの当面の措置として、移動円滑化基準の適用除外申請を行うこととする。

### 2 導入車両

車名	型式	年式	乗車定員	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)
三菱ローザ	PDG-BE66DG	H20	28人	699	206	258

### 3 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

	条項	内容	基準値等	申請値等
①	第37条第2項第1号	乗降口の幅	800mm以上	665mm
②	第37条第2項第2号	乗降口のスロープ	有	無
③	第38条第1項	床面の高さ	650mm以下	785mm
④	第39条	車いすのスペース	有	無
⑤	第40条第1項	通路の有効幅	800mm以上	500mm
⑥	第40条第2項	手すりの設置	有	無

#### 4 適用除外申請をしない箇所

第 42 条

(意思疎通を図るための設備)



第 37 条 (乗降口)

第 1 項 (踏み段の色)



#### 5 運行路線の道路状況

※勾配が急な区間



(藤坂バス停留所→沢平バス停留所間)

※道路幅員が狭い区間



道路幅員 約 220cm

(日向バス停留所→長久保バス停留所間)

#### 6 使用の本拠の位置

茨城県日立市十王町友部東 2 丁目 5 番地の 3

#### 7 認定を必要とする理由

- (1) 運行経路には、道路幅員が狭隘な箇所や勾配が急な箇所があり、マイクロバスでの運行が必要である。
- (2) 代替車両を用意するにあたり、椎名観光バス(株)ではバリアフリー基準適応車両の購入又は既存車両の改造を行うための費用を負担することが財政的に困難であるが、自社で既に所有しているマイクロバスを使用することで、財政的な負担をかけることなく、路線バスの安定的な運行が可能となる。
- (3) 車椅子利用者の方の代替手段として、福祉車両を所有している事業者による当該路線の代替運行が確保されている。また、当該区間における車椅子利用者には、当該路線バス運賃以上の負担がかからないよう配慮されている。

#### 8 認定の条件

移動円滑化基準の適用を除外された自動車を運行させることについて、地域公共交通会議における合意が必要